

記入上の注意事項

【収入】

○収入の中には、町民税のかからない「遺族年金」、「遺族恩給」、「障害年金」、「老齢福祉年金」、「雇用保険」、「福祉給付金」などあらゆる収入を含みます。

○事業収入にあつては、原材料費及び仕入代（所得税青色申告決算書における売上原価の「③仕入金額（製品製造原価）」欄に対応する金額）を控除した後の額を収入とみます。

○収入の金額は、原則として前年の収入金額によります。（1月1日から5月31日までの間に申請する場合にあつては、前々年の収入金額。）

○次のものは収入に含みません。

- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金
 - ・ 特別弔慰金支給法による特別弔慰金
 - ・ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰金
 - ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法または戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
 - ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち35,920円（月額）、
 - ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、葬祭料
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される補償給付ごとに次に定める月額
- ア 障害補償費（介護加算額を除く。）
特級または1級 33,650円、 2級 16,830円、 3級 10,110円
- イ 遺族補償費 33,650円

【金融資産】

○金融資産とは、預貯金、国債・株式などの有価証券をいいます。

○預貯金は申請時の額（定期性の預貯金は額面額）、有価証券は額面額で評価します。

【その他の活用できる資産】

○今住んでいる土地・家屋は除きます。

○田畑、山林等ただちに処分が難しいものは除きます。